

2023年4月21日
東京商工会議所

新型コロナウイルス感染症に関する病气入院見舞金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、罹患された方々におかれましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

東京商工会議所は、当所が運営している生命共済制度の「病气入院見舞金」のご請求に関する特別取扱いについて、2023年5月8日（月）以降、下記のとおり見直します。

記

1. 「みなし入院」に関する今後の取扱いについて

(1) 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方

新型コロナウイルス感染症と診断され、入院せず自宅や宿泊施設で療養（以下、「宿泊・自宅療養」）された場合でも運営要領上の入院として病气入院見舞金をお支払いする特別な取扱い（以下、「みなし入院」）を行って参りましたが、政府方針のとおり5月8日以降新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となる場合、同日以降に同感染症と診断された方の「みなし入院」の取扱いを終了させていただきます。

(2) 2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方

- ・5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で「みなし入院」の対象となる方（下表参照）については、5月8日以降もこれまで通りご請求いただけます。

「みなし入院」等の適用範囲

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)		
宿泊施設または自宅での療養をされた場合	重症化リスクの高い方	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

(※)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

2. 「みなし入院」取扱開始の経緯と今般の見直しの理由

当所の生命共済制度の病気入院見舞金は、運営要領において「病気の治療を目的として、5日以上継続入院したとき」にお支払いする旨を定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院または診療所への入院が必要にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状態が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。

宿泊・自宅療養は、運営要領上の支払事由に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、当所でも「入院」と同等に取り扱う特例措置を、社会情勢を踏まえた時限的な取扱いとして開始いたしました。

その後、重症化する方の割合が低くなり、軽症や無症状の方が多くなったことから、政府は発生届の範囲を重症化リスクの高い方に限定することとしました。こうした状況変化を踏まえ、当所としても2022年9月26日以降、特別取扱の対象を重症化リスクの高い方に限定するなど、社会情勢や政府方針に沿った対応を行って参りました。

2023年1月27日付の新型コロナウイルス対策本部決定により、政府は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとして、「5類感染症」に位置付ける方針を決定しました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染者は入院勧告・措置の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

今後の法令改正やその他社会情勢を踏まえ、必要に応じて更なる見直しを行う可能性がございます。その場合には、改めてご案内いたします。

以上

【本件担当】

東京商工会議所 共済センター（生命共済担当）

TEL：03-3283-7905

FAX：03-3283-7991